

お詫びと訂正

後期高齢者医療制度の保険料の支払い方法について

ほっとラインNo.234(8月22日発行)囲み記事で、「横浜市では、今年度の保険料の納付は、どなたも納付書か口座振替で行うことにし、年金天引きはしないことに変更しました」とお知らせしましたが、これは誤りでした。

横浜市は、7月に今年度の方法を「普通徴収」(納付書か口座振替)と案内すべきところを「特別徴収」(年金天引き)と案内している方に対して、納付方法と1回あたりの保険料の納付額が変更されるため、該当する方に「お詫びとお願い」の通知をいたしました。

対象になる方は、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計が年金額の半分を超える方で、約1万7000人です。これに該当する方は、10月から年金からの天引きではなく、納付書か口座振替で毎月支払うこととなります。

なお、年金額が年間18万円未満の方と、介護保険料との合計が年金額の2分の1以上の方以外は、従来の通知どおり10月から年金天引きです。

当方のミスで、混乱をまねいたことを深くお詫び申し上げます。

横浜市が保険料額および納付方法変更の案内送付

横浜市は、7月に保険料額のお知らせを該当する方に通知しましたが、その後の国による予見量軽減対策の実施などに伴い、保険料額や納付方法に変更があった方について、15日以降、変更のお知らせを発送しています。

変更になるのは、

①国の保険料軽減対策に該当した方

- ・均等割額が7割軽減世帯の方→8.5割に拡大(対象：約8万人)
- ・所得割額を支払う方のうち、保険料のかかる所得が58万円以下(年金収入で211万円以下)の方

方→所得割額が50%軽減(対象：約1万5000人)

- ・均等割額が7割軽減世帯の方で、かつ、保険料のかかる所得が58万円以下の方→均等割額が8.5割に拡大され、所得割額が50%軽減(対象：約2500人)

②7月に「特別徴収」と案内した方のうち、納付方針が変更された方(後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計が年金額の半分を超える方)(対象：約1万7000人)

口座振替ご希望の方はお早めに申し出を

申し出により、年金天引きではなく、口座振替のできるようになる方は次のとおりです。

- ・国民健康保険の保険料を確実に納付していた方で、本人の口座から振替する場合
- ・年金収入が180万円未満の方で、世帯主か配偶者の口座振替により納付する場合

この特別徴収対象者からの口座振替納付の申し出は、8月5日現在、約2,800人。10月からの特別徴収を口座振替にきりかえるための受付期限は今年18日であったため、今後申し出した場合は、12月以降の特別徴収から口座振替に切り替わります。